平成２６年（フ）第１５７号
青森市中佃３丁目14番３号
債務者　木村　光彦
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
青森市大字浜田字玉川153番地24　コーポラスＹＯＵ・Ａ―102
債務者　小泉　昌栄
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０６号
熊本市東区画図町大字重富638番地21
債務者　上戸　美紀
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９７８号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東９丁目173番地１レジダンス紅葉ヶ丘Ｂ棟102号
破産者　橋本　民子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２２号
福岡市博多区麦野５丁目13番35―202号
破産者　山口　　昭
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８５号
福岡市博多区諸岡２丁目２番12号
破産者　村井　紀子
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７５号
福岡県春日市桜ヶ丘３丁目73番地１ユーハイム井尻南1101号
破産者　足立こころ
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７６号
福岡県春日市桜ヶ丘３丁目73番地１ユーハイム井尻南1101号
破産者　足立みなつ
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７９号
福岡市東区千早２丁目４番10―303号
破産者　森　　恭進
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県匝瑳市川辺7254番地５
破産者　佐久間　暁
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７２５号
福岡県飯塚市片島２丁目18番12号、破産手続開始決定時の住所福岡県田川郡福智町赤池970番地20
破産者　津田　利廣
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６２号
福岡市早良区曙２丁目３番18―201号
破産者　栗木　信繁
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４４号
福岡市南区長住２丁目12番35号
破産者　伊藤麻智子（旧姓藤本）
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３５号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目18番１号一二三荘103号
破産者　吉田　　浩
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地１棟101号
破産者　戸鳴　澄枝
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４９９号
福岡市中央区今泉２丁目４番25―601号
破産者　黒田　修司
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９７号
熊本市中央区保田窪１丁目９番16号、前住所熊本市中央区水前寺５丁目１番４―203号コーポ水前寺
破産者　髙江久美子（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第２１号
兵庫県小野市王子町924番地
破産者　髙野加津枝
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１１６号
奈良県生駒郡三郷町美松ヶ丘東１丁目10番18号　Ｂ号室
破産者　竹之下建司
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
奈良県天理市勾田町232番地１　御経野改良住宅46号
破産者　徳山岩松こと　洪　　岩松
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所